

組合員資格確認のお知らせ

平素より当農協事業におきまして、ご理解、ご協力、ご利用を賜りまして厚く御礼申し上げます。

(組合員が亡くなった場合)

これまでは相続が整った相続人の申し出により組合員の変更手続きをしておりましたが、死亡による組合員の取扱いについて、当農協定款第18条では**死亡と同時に組合から脱退する**ことが定められております。これからは定款に沿った取り扱いをすることとなりました。

つきまして、**組合員が亡くなった場合**はご連絡下さるようお願い申し上げます。

(氏名や連絡先が変更した場合)

当農協定款第14条に定めるところにより、組合員加入申込時に提出した書類の記載事項に変更があった場合や、組合員資格に変動があった場合、事務連絡等に支障を来す恐れもあるためその旨を届け出て頂くことになっております。

組合員資格・ご氏名・ご住所・電話番号等の変更・修正があった場合は、ご連絡下さるようお願い申し上げます。

問い合わせは

本店 企画総務課 TEL：0176-54-2211 (担当：浪岡)

支店 企画総務課 TEL：0176-55-3101 (担当：長嶺) まで

理事会だより (平成27年12月開催)

平成27年 12月18日 (金)

定例理事会が開催され、下記の議案が承認・報告されました。

- 議案第 1号 固定資産（人参ハーベスタ）の取得について
- 議案第 2号 ディスクロージャー誌（半期版）の開示について
- 議案第 3号 情報セキュリティ統括管理者の選任について
- 議案第 4号 平成27年度財務諸表等監査期中改善指示書に対する報告書について
- 議案第 5号 農業資金融資要項（統一版）（青森県版）の一部改正について
- 議案第 6号 職制で定められた理事会に付議すべき貸付の承認について
- 報告事項1 職制で定められた理事会に報告すべき貸付の条件変更について
- 報告事項2 (株)ゆめグリーン六戸給油所移転に関わる進捗状況について
- 報告事項3 不祥事案について

12月のあしあと

- 12/3日 家の光普及活用優良表彰式
- 12/4日 第41回JA青年大会
- 12/5日 となみウィンターファンタジー ～25日
- 12/6日 三沢地産地消フェア
- 12/7日 営農委員会
- 12/8日 やさい推進委員会役員会
- 12/9～10日 座談会
- 12/11日 総務委員会
中国技能研修生送別会
- 12/16日 第27回JA青森県大会
古間木小学校総合学習（豆腐作り）
- 12/18日 定例理事会
事業研修会
- 12/25日 三沢市農業青色申告会通常総会
- 12/28日 仕事納め

改正農協法

改正農協法の施行日は2016年4月1日。

70年ぶりとなる抜本改革の概要とは

農業者の所得向上に向け、JAは農産物の有利販売と生産資材の有利調達を最重点に置く事業を運営するよう組織を見直す

1. 農協法・事業の目的 →経営目的の明確化と農業者に選ばれる農協へ

- (1)「**農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない**」ことを、従来の農協法第7条「組合員および会員のために最大の奉仕をすることを目的とする」に加えて明記
→地域農協が農業者に事業利用を強制してはならない規定を盛り、農協のコスト削減やサービス向上を促す。
- (2)現行の条文「営利を目的としてその事業を行ってはならない」を「**事業の成長発展を図るための投資また事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない**」とし、販売事業などから収益を上げる。

2. 理事構成 →責任ある経営体制を

原則として過半数が「**認定農業者または農産物販売・法人の経営などに関し実践的な能力を有する者**」でなければならない。

(経過措置：平成31年3月末以降の最初の通常総代会終了まで適用しない)

3. 准組合員の利用規制

5年後、組合員の利用実態や農協改革の実行状況の調査を行ったうえで検討する

4. 組織の見直し →地域農協の創意工夫と競争を促すため

